



生徒心得

3. 出欠席・忌引き等

1. 正当な理由なく欠席、遅刻、早退、欠課等をしてはならない。また、始業時から終業時までには許可なく校外へ出ない。
2. 病気等やむを得ない事情により欠席または遅刻する場合には、保護者から当日午前8時30分までに、その旨担任に連絡する。
3. 遅刻する場合は、入室許可証に理由を書き、生徒指導部の許可を受けてから教室に入る。その日のうちに担任の指導を受けること。
4. 早退・外出・欠課等の場合、その理由を担任・生徒指導部に申し出て、許可を得る。なお、担任・生徒指導部・保護者の捺印を要する。
5. 1週間以上の欠席、長期間にわたる断続的欠席は医師の診断書（病気）、もしくは、保護者の理由書（病気以外）を添えて担任に届け出る。
6. 入学試験、就職試験で授業を欠いた場合は公欠扱いとする。
7. 公式試合等で校長が認めた事項について授業を欠いた場合は公欠扱いとする。
8. 本人が、感染症にかかったときは、直ちにその旨学級担任に届け出る。
9. 姓名、住所、保護者、保証人等に変更があったときは、直ちにその旨学級担任に届け出る。
10. 親族の死亡等による忌引日数は次のとおりである。
 - (ア) 父母の死亡：5日以内
 - (イ) 祖父母及び兄弟姉妹の死亡：3日以内
 - (ウ) 曾祖父母・伯叔父母の死亡：1日
 - (エ) その他同居家族の死亡：1日